



# 想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付させていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会  
業務研究委員会  
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

## こんなこと、 ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安...
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☞ **ご相談先は裏面に！**

## 老後の備え、信託で万全に！

お子さんたちに余計な心配や迷惑をかけたくないとの思いから、老後の医療費や介護費に充てるための備えに余念がない方は、少なくないのではないのでしょうか？

ところが、入念な備えをしていたにもかかわらず、お子さんたちに不意なトラブルをもたらしてしまったというケースは、現実に耳にします。次のようなケースは、その典型例でしょう。

+++++

ご希望の施設入所が叶い、医療や介護のための備えも万全なAは、施設入所後数年で認知症を患い、ご自身で金銭管理が

できない状態に至りました。こうなると、金融機関は成年後見人の選任をしない限り、預金の払戻しにに応じてくれません。

金融機関から成年後見人への就任を勧められたのは、長男のBでした。

Bは後見制度について詳しく調べてみましたが、裁判所への定期報告や日常の金銭管理などの手続きに、煩雑さを感じざるを得ません。また、不動産もないAの金銭管理のためだけに専門家に報酬を支払う必要性を感じることもできません。

結局、Bは後見制度の利用をあきらめ、ご自身名義の預金から必要な支

払いを済ませることにしました。立替金は相続が発生したら清算することにしたわけです。

やがてAが死亡し、BはA名義の預金から立替金の返金を受けようとしています。しかし、預金の解約には相続人全員の同意が必要です。兄弟仲の悪いBは、遺産分割調停成立までの数年間、返金を受けられませんでした。

比較的よくありそうな事案ですね。民事信託は、こんなケースでも活用できます。

お元気なうちに、老後のための資金を信託できるお子さんに「信託」しておきましょう！

## 「民事信託」のイロハ (3) ~ 登場人物【その2】

この紙面では「民事信託」という聞き慣れない仕組みのイロハを、わかりやすくご紹介していきます。3回目の今回は、前回ご説明した委託者・受託者・受益者以外の登場人物をご紹介します。

なお、いずれも設置は任意で、必要に応じてその都度検討されます。

+++++

裏面の図では、契約内容が適正に履行されていることを監督するため、法律の専門家である司法書士がチェック機能を果たしています。

このように民事信託では、制度の信頼性を高める目的で専門家を介在させることが認められています。専門家にはいくつ

かの役割が期待されており、その立場ごとに担うべき業務も異なります。

### 信託事務処理代行者

受託者に就任された方が、法律・税務・福祉関係等の事務処理に不慣れな場合も想定されます。事務処理の遅れにより受益者の利益が損なわれることも考えられますね。

そこで、受託者の日常の事務処理を手助けする役割を担います。

### 信託監督人

私たち「叶」が研究している“親亡き後”への活用のように、受益者の立場が弱い場合、受託者に不正行為があったとしても受益者自身から異議を唱えにくいですね。主にこのようなケース

で、受益者の利益を守る立場から、受託者を監督する役割を担います。

### 受益者代理人

同じく受益者の利益を守る役割を担います。

後見制度の対象とはならないまでも、意思表示に困難を伴う受益者を保護するため、代理人が代わりに意思表示できるようにしておくことが考えられます。

### 信託管理人

信託では、現時点では受益者が存在しないが、将来ある条件が整うと受益者が現れるという作り込みも可能です。

胎児はその典型例ですが、このような場合に、将来の受益者の利益を守る役割を担います。

# 「親亡き後」への民事信託の活用イメージ

## Q1. 何か対策が必要なのですか？

→障がいをお持ちのお子さんが、親御さんの財産を相続したとしても、適切な財産管理ができず、長期にわたり安定した生活を送ることに支障が生じるおそれもあります。このため、法的な対策が不可欠です。

## Q2. どんな対策が有効なのですか？

→成年後見制度の活用が考えられますが、それだけでは全てのご希望には対応できません。民事信託という制度を活用することで、さらに効果的な対策を講じることができます。

## Q3. 「民事信託」って？



## 地域包括支援センターとの勉強会をしています！

- 保護者様対象の説明会
- 合同相談会
- 職員様向けの勉強会
- 支援者様向けのセミナー

など、**無料**にて対応いたします！

皆さん、こんにちは。「叶（かなう）」の白井淑美です。

私は、地域包括支援センターの皆さんと、成年後見に関する定期的な勉強会に参加しています。地域包括支援センターの皆さんが日々の業務の中で抱えている問題に対し、出席者がそれぞれの立場から解決策や支援策を検討し合います。私も皆さんから教えていただくことが多く、毎回充実した時間を過ごすことができます。

年末の勉強会では、私から信託についてご紹介する予定です。地域包括支援センターの皆さんに対し、高齢者とそのご家族の支援に信託が活用できることを知っていただきたいと思いますし、ご相談もお受けします。



**ご相談・お問い合わせはこちらへ！！**

**☎ 053-589-5745**

**【窓口担当・小出洋史】**

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。